

○財務省告示第二百四十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年八月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のよう

に告示する。

平成三十年九月二十八日

財務大臣臨時代理

国務大臣 野田 聖子

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年八月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別
表第一の六の項名

輸入数量

一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	
五二三、 九八九トン	二、 二〇五、 八三四トン	三四、 二五四トン	九、 二〇七トン	三、 一一二トン	一八、 一四五トン	三〇六トン	三トン	一四トン	一五、 五六一トン	五〇八トン	四トン	二八トン	〇トン	

二九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一三	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	二三四、〇〇九トン	
一一三トン	〇トン	四、五二七トン	一、一〇六トン	〇トン	三七トン	一、九九八トン	一二七トン	一六、八〇九トン	三五四トン	七五〇トン	四五、〇三八トン	五、六六三トン	四七一トン	五、七七四トン			

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年八月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一四	二、二〇三、六一一トン
一三	一三九、二九一トン